

## 京丹波町告示第14号

### 京丹波町保育教諭等奨学金返還支援金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、京丹波町立認定こども園（京丹波町立認定こども園条例（令和3年京丹波町条例第17号）に規定する幼保連携型認定こども園。以下「こども園」という。）において保育に従事する人材（以下「保育教諭等」という。）の確保と育成を図り、もって就学前児童の教育・保育環境の向上及び子育て世代の支援を図るため、予算の範囲内において実施する奨学金返還支援について、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定保育士養成施設等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設又は幼稚園教諭養成課程を行う大学、短期大学若しくは専門学校をいう。
- (2) 奨学金 指定保育士養成施設等の授業料その他の費用に充てることを主な目的として、指定保育士養成施設等に就学する者が自己の名で借り入れた資金のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。
  - ア 次に掲げる資金
    - (ア) 独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金又は第2種奨学金
    - (イ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する福祉資金（修学資金又は就学支度資金に限る。）
    - (ウ) 社会福祉法人社会福祉協議会の生活福祉資金のうち教育支援資金（教育支援費又は就学支度費に限る。）
    - (エ) 公益財団法人交通遺児育英会の奨学金
    - (オ) 一般財団法人あしなが育英会の奨学金
  - イ アに規定する資金以外の資金で、アに規定する資金に準ずるものとして町長が認めるもの

#### (支援対象者)

第3条 この要綱に基づく支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 奨学金の貸与を受けて指定保育士養成施設等を卒業した者
- (2) こども園において、週30時間以上勤務する者
- (3) 自ら奨学金の返還を開始しており、かつ、滞納がない者
- (4) 本町の町税、こども園利用料、こども園給食費及び学童保育料に滞納がない者
- (5) 京丹波町暴力団排除条例（平成23年京丹波町条例第23号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者
- (6) 支援金の交付の対象となる期間（以下「支援対象期間」という。）において、奨学金の返還に関しこの要綱に類似した補助制度（本町における補助制度を含む。）の補助を受けていない者

(支援対象期間)

第4条 対象期間の始期は、第6条第1項に規定する支援金の交付の申請をした日の属する月(町長が指定する期日までに2回目以降の交付の申請があった場合は、4月に申請があったものとみなす。以下「申請月」という。)とする。

2 支援対象期間の終期は、対象者がこども園において保育業務に従事しなくなった日(産前産後休業、育児休業、介護休業その他町長が認める休業制度により休業した日を除く。)の属する月の前月、対象者が奨学金を完済した月、支援金の交付を初めて申請した月(以下「初回申請月」という。)から5年を経過する月又は申請月が属する年度の3月のいずれか早い月とする。

(支援対象費用及び支援金の額)

第5条 支援金の交付の対象となる費用は、奨学金の返還に要した費用(利子を含み、振込手数料を除く。)とする。

2 支援金の額は、年度において奨学金の返還に要した費用の合計額を当該年度における償還期間の月数で徐して得た額に支援対象期間の月数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)と15,000円に支援対象期間の月数を乗じて得た額とのいずれか低い額とする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、京丹波町保育教諭等奨学金返還支援金交付申請書兼返還計画書(様式第1号)及び次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 指定保育士養成施設を卒業した者であることを証する書類
- (2) 奨学金を貸与した機関が発行する割賦方法、割賦金、申請をする日までに返還した額、完済までの期間等が分かる書類
- (3) 第3条第5号に規定する者であることを宣誓する誓約書(様式第2号)

2 前項に規定する支援金の交付申請は、初回申請月から5年を経過する月までの間に限り行うことができる。

(交付決定及び却下)

第7条 町長は、前条第1項の申請があったときは、内容の審査のうえ支援の可否を決定し、京丹波町保育教諭等奨学金返還支援金交付決定通知書(様式第3号)又は京丹波町保育教諭等奨学金返還支援金交付申請却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付の申請の変更又は取下げ)

第8条 交付申請の内容を変更し、又は取り下げようとするときは、京丹波町保育教諭等奨学金返還支援金変更交付等申請書(様式第5号)を、遅滞なく町長に提出するものとする。

(支援金の請求及び実績報告)

第9条 第7条の規定による決定を受けた者で支援金の交付の請求を行う者は、町長が指定する期日までに、京丹波町保育教諭等奨学金返還支援金交付請求書兼実績報告書(様式第6号)に、当該年度において奨学金の返還に要した費用の合計額が分かる書類(奨学金を貸与した機関が発行する書類に限る。)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容の審査を行い、適正であると認めたときは、これに基づき速やかに支援金を支払うものとする。

(支援金の取消及び返還)

第10条 町長は、支援金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 不正な行為により支援金の交付の決定を受けたとき。

(3) 申請者の勤務期間が、満1年を経過しないとき。

2 町長は、前項の規定により、決定を取り消したときは、速やかに申請者に京丹波町保育教諭等奨学金返還支援金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するとともに、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(支援金の返還の免除)

第11条 町長は、支援金の返還の対象となった申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 申請者が、死亡又は障害若しくは心身の故障のため、勤務することができなくなったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特別の事由があると認めるとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。